



九州旅客鉄道労働組合

No. 469 (2020.8.18)

福岡市博多区博多駅前3丁目13-4

TEL 092-472-7950(代)

URL http://www.jr-krwu.org

発行人/中原博徳 編集人/吉田春菜

LINE@



# 2020年度労働協約改訂交渉始まる

## 「人」への積極的な投資を！

### 第1回団体交渉で趣旨説明

7月20日、中央本部は2020年度労働協約改訂要求(申第2号)を会社に申し入れた。

要求にあたっては中期労働政策ビジョン「チャレンジ2023」の目標達成をはじめ、7月に開催された第29回定期大会における代議員からの意見・要望等を反映するなど、現場で働く組合員から出された多くの意見や、課題を反映しており、組合員の総意としてまとめられたものである。

#### 【第1回団体交渉】

8月5日、第1回団体交渉を開催し、組合側を代表して菅原書記長から趣旨説明を行った。

#### ■組合側の主張(要旨)

7月の月例経済報告によると、「現状の景気は、新型コロナウイルス感染症の影響により厳しい状況にあるが、持ち直しの動きがみられる。先行きについては、感染拡大の防止策を講じつつ、持ち直しの動きが続くことが期待される」とされており、見通しは厳しいものの、いずれにしても経済活動が再開し、景気は緩やかに回復していくものと認識している。

7月9日に開催したJR九州労組第29回定期大会では代議員から多くの意見が出された。主なものとして、「新型コロナウイルス感染症対策の提言」

「55歳以降及び嘱託再雇用社員の賃金の改善」「65歳定年制の早期実現」「各種手当や旅費等の改善」「女性の社員が働きやすい環境の整備」などが挙げられた。

解決すべき課題が山積しており、労働協約改訂交渉の中で、引き続き、強く求めていくものである。

会社側は「最低限、雇用を守る」という姿勢であるが、雇用を守るといふことは、これまでの労使協議や会社の成り立ちを振り返ると至極当然であり、単純に労働に従事させることだけではなく、安定した賃金の支給や労働条件の改善がなされて、成り立つものである。長期安定雇用を基本とした就業形態であるJR産

業において、組合員一人ひとりの勤労意欲や士気の向上が図られるよう、「人」への積極的な投資を行うべきである。

新型コロナウイルス感染症の影響が続くなか、「令和2年7月豪雨」により被災した線区の早期復旧に向けて、昼夜を問わず懸命に働く組合員の声に基づき、今次労働協約改訂要求については、九州を代表する企業として相応しく、また、労働条件の改善に不可欠な項目を具体的に盛り込んだものであり、各項目における会社の誠意ある回答を強く要請する。

#### ■会社側の主張(要旨)

日頃から会社施策に対し

る貴組合の理解と協力に感謝申し上げる。また、新型コロナウイルスへの影響での令和2年7月豪雨に対する対応や、日々の鉄道の安全・安定輸送への取り組みに重ねて感謝申し上げる。

昨日公表した第1四半期決算では、新型コロナウイルスの影響を大きく受け、鉄道運輸収入は対前年35%程度となった他、JR九州単体での営業利益は103億円の赤字となるなど、会社発足以降経験したことのない非常に厳しい経営状況となっている。新型コロナウイルスによるテレワーク等の拡大により、ビジネスモデルや社会環境が大きく変化するなか、これまでの発想に囚われない経費削減

に取り組んで行かなければならず、労使でこの難局を乗り越えていきたい。今次貴側からの要求については真摯に協議していく。

新型コロナウイルス感染症の影響はあるものの、雇用の維持・確保はもちろんのこと、諸課題の解決にも取り組み、組合員がより働き甲斐を感じながら業務に精励できる環境や、あらゆる処遇の改善を追求していくためには「チャレンジ2023」で掲げる中期目標及び将来ビジョンの実現に向け、中央本部は今後、全力を挙げて鋭意交渉を重ねていく決意である。

### 2020年度労働協約等改訂要求

#### 1. 労使間の取扱いに関する協約

- (1) 勤務時間中の組合活動
  - ① 第6条(6)に支部大会を追加されたい。
  - ② 第6条(7)の産業別労働組合を削除されたい。
- (2) 苦情処理及び簡易苦情処理
  - 第67・69・85条及び、第6条第4項の「また、・・・」以降を削除するとともに、第68条第1項を「苦情処理の申告を受けた場合、もしくは第84条第1項但書の規定により苦情処理会議への・・・受理して審議する」とされたい。
- (3) 事業所懇談会(仮称)の設置
  - 組合員と管理者のコミュニケーションの場として、事業所懇談会(仮称)を設置されたい。
- (4) 組合による企業施設の利用
  - 第17条の「政治活動を目的とし」を削除されたい。

#### 2. 転勤の基準等に関する協定

- (1) 転勤計画の説明(第3条)
  - ① 「通勤可能な範囲を超えて転勤を行う場合」を追加されたい。
  - ② 注意書の「その計画とは」に転勤先での勤務期間を追加されたい。また、転勤先での勤務期間については原則3年とされたい。
- (2) 転勤希望等の調査(第4条第3項)
  - 「会社は、社員の転勤を行うにあたっては、第1項の転勤希望等を勘案するとともに、転勤の必要性や労働条件を十分に説明し、家庭の事情についても十分に配慮する」とされたい。
- (3) 事前通知(第5条第2項)
  - 「前項の事前通知は、発令の日の10日以前に本人に行う。ただし、緊急やむを得ない場合は、7日前とすることがある」とするとともに「転勤に伴い転居が発生する場合は、事前通知を発令の日の2週間以前に行う」を追加されたい。

#### 3. 出向の取扱いに関する協定

- 出向計画の説明を追加し、文言については「会社は、出向前勤務箇所と出向先が、本社・支社間又は各支社間をまたがる場合には、事前に組合にその計画を説明する。(注) その計画とは、①出向の理由、②出向前勤務箇所、出向先勤務箇所及び人員、③実施スケジュール、④出向の期間をいう」とされたい。

#### 4. 列車乗務員及び動力車乗務員勤務制度等の一部改正に関する協定(付属了解事項)

- (1) 拘束時間の限度について、明文化されたい。
- (2) 行先地における食事のための時間を45分程度確保されたい。また「ただし、勤務開始時刻が18時以降又は勤務終了時刻が21時以前の場合を除く。」とされたい。
- (3) 看視時間中の行先地における食事のための時間を解消されたい。
- (4) 行先地における睡眠のための時間として、到着点呼から出発点呼まで6時間確保されたい。

#### 5. 労働条件に関する基本協約

- (1) 第二基本給率を30%にされたい。また、第二基本給の上限額を設定されたい。
- (2) 退職手当支給率を改善されたい。
- (3) 整理退職等の場合の特別昇給額を以下のとおり引き上げられたい。
  - ・勤続10年以上の者 12,000円
  - ・功績章受賞者又は勤続25年以上の者 12,000円
- (4) 定年年齢を65歳とされたい。
- (5) 定年退職日については、退職年令に達した日の属する年の翌年7月末とされたい。
- (6) 退職手当の前払制度を新設されたい。
- (7) 第212条第4項の育児休職及び介護休職を削除されたい。
- (8) 時間外割増率を以下のとおり引き上げられたい。
  - ・B単価 → 135/100
  - ・C単価 → 35/100
  - ・F単価 → 150/100
  - ・G単価 → 50/100
  - ・I単価 → 160/100
  - ・J単価 → 60/100
- (9) 55歳以降の基本給支給率を撤廃されたい。
- (10) 55歳以降の昇給を実施されたい。
- (11) 50歳以降の年齢給を改定されたい。
- (12) 初任仕事給を引き上げられたい。
- (13) 以下の特殊勤務手当を増額されたい。
  - ・当務駅長手当
  - ・運転取扱業務手当
  - ・交代制等勤務手当
  - ・復旧警備作業手当
  - ・高速船海上整備手当
  - ・指導操縦者手当
  - ・夜間特殊業務手当
  - ・乗務員手当《時間額(本線乗務、ワンマン乗務等、構内入換)、キロ額、乗務加給、再度乗務》
- (14) 緊急呼出手当を増額するとともに、労働時間は呼出時間からとされたい。
- (15) 復旧警備作業手当の支給要件に「降灰による輸送障害を最小限に止めるために行う灰の除去作業及び損傷を受けた車両の応急処置又は復旧作業等」を追加されたい。
- (16) 祝日等勤務手当の支給範囲に「勤務割によりゴールデンウィーク期間、お盆期間、年末年始期間に勤務した場合」を追加するとともに、ゴールデンウィーク期間、お盆期間、年末年始期間に勤務した場合については、祝日等勤務手当の割増を支給されたい。
- (17) 24歳未満の子に対する扶養手当を増額されたい。
- (18) 通勤手当の支払額を増額されたい。

【次頁へ続く】

# 豊肥本線が全線運転再開!

8月8日、平成28年熊本地震により甚大な被害を受け、肥後大津〜阿蘇間で不通となっていた豊肥本線が、組合員や協力会社の方々等の復旧・復興に向けた懸命な努力の結果、4年4か月ぶりに全線で運転再開した。当日熊本駅と大分駅において行われた出発式や上りの一番列車、豊肥本線の沿線には運転再開を待ち望んでいた多くの地元の方々が集まり、歓迎した。熊本本線の濱田執行委員長は「線路が再び1つに繋



豊肥本線の車窓からは、来春の開通を目指して建設が進む国道57号線の「新阿蘇大橋」を望むことができる



阿蘇駅を訪れた中原中央執行委員長と大分地本の佐藤執行委員長、熊本地本の濱田執行委員長ら

がって嬉しい」と感慨深げに語った。全線運転再開に至るまで、ご支援をいただいた関係者の皆さまに感謝

申し上げる。また、JR九州労組では、令和2年7月豪雨で被害を受けた肥薩線・久大本線についても現地の被害の確認や復旧ボランティア活動を行っている。

- (19) 出向社員の職務手当について、出向後に賃金規程第53条に規定する支払対象に該当する者について支給されたい。また、(出向規定第13条(7))ただし書を削除されたい。
  - (20) 出向休職中の社員で船員として勤務する者の職務手当を増額されたい。
  - (21) 出向手当及び出向特別手当を増額されたい。
  - (22) 職務手当の支払対象(駅長、区長、所長、支店長)に「課長代理」を追加するとともに、支払額を増額されたい。
  - (23) 動力車乗務員に対する多車種手当(仮称)を新設されたい。
  - (24) 機関車操縦手当(仮称)を新設されたい。
  - (25) 緊急自動車運転手当及び公用車運転手当を新設されたい。
  - (26) 工務関係社員において、運転直接社員として工事監督者、作業責任者、踏切監視連絡員等の認定資格に対し、手当を新設されたい。
  - (27) 検修社員が実施する検査等に対し、手当を新設されたい。
  - (28) 職務旅費の日当を増額されたい。
  - (29) 屍体(鹿、猪等)の処置及び清掃に対する手当を新設されたい。
  - (30) 都市手当等を見直し、基本給を底上げされたい。また、見直しにあたっては、現行、都市手当等を支給されている組合員が不利益とならないよう、経過措置を盛り込まれたい。
  - (31) 年間総労働時間の1,800時間未満実現にむけて、年間休日を115日とするとともに、1勤務あたりの労働時間を短縮されたい。
  - (32) 保育料援助金(仮称)を新設されたい。
  - (33) 不妊治療休暇を有給とし、深夜帯の勤務を免除されたい。また、「育児・介護を理由に退職した社員を対象とした再雇用制度」の理由に不妊治療の為に追加されたい。
  - (34) 診査休暇を有給とされたい。
  - (35) 年次有給休暇の時間単位付与制度を新設されたい。
  - (36) 忌引休暇の付与日数を「次表に定める日数」とするとともに、配偶者の日数を10日とされたい。
  - (37) 積立保存休暇及び保存休暇の使用事由を拡大されたい。
  - (38) 積立保存休暇の取り扱いについて、出向先での使用を認められたい。
  - (39) 昇格資格試験合格者については、昇格資格試験合格以降昇級するまでの間、仕事給昇給における等級在級年数を据え置かれたい。
  - (40) 仕事給昇給額の等級在級年数の区分を見直されたい。
  - (41) 業務上必要な資格取得に係る費用については、全額会社負担とされたい。また、資格取得者に対し、手当を新設されたい。
  - (42) 深夜帯勤務の免除を中学校就学の始期に達するまでとされたい。
  - (43) 短時間勤務の適用を「子が小学校就学の始期に達するまで」とするとともに、対象者の拡大を図られたい。
  - (44) 別居手当の支払範囲から「転勤の発令により」を削除されたい。
  - (45) 育児及び介護の理由に限らず、やむを得ず退職した組合員に対する復職制度を新設されたい。
  - (46) フレックスタイム制の対象箇所及び職種を拡大するとともに、テレワーク制を導入されたい。
  - (47) 勤務間インターバル制度を導入されたい。
  - (48) 外国人労働者の就労ビザ取得及び更新に係る費用等については会社負担とするとともに、更新に要する期間については、労働時間(出張扱い)とされたい。
  - (49) 睡眠時無呼吸症候群(SAS)の臨時検査に係る費用については、全額会社負担とされたい。
  - (50) 第195条第3項の期末手当の成績率(減額)から訓告を削除されたい。
  - (51) ストレスチェック及び健康診断は労働時間とされたい。
  - (52) 安全模範社員表彰について、動力車操縦者以外で運転取扱いを主たる業務とする社員の副賞を動力車乗務員と同額に引き上げられたい。
  - (53) 座席方転のみを指定する場合の付加時分を延長されたい。
  - (54) 車内清掃を指定する場合の付加時分を延長されたい。
  - (55) サセキホの出力時間を労働時間とし付加時分を設定されたい。
- 6. 地域社員の労働条件に関する協約**
- (1) 地域社員の55歳以降の昇給を実施されたい。
  - (2) 地域社員の退職慰労金を増額されたい。
  - (3) 地域社員に交代制勤務手当を新設されたい。
  - (4) 地域社員のフロント手当を増額されたい。
- 7. 嘱託再雇用社員の労働条件に関する協約**
- (1) 嘱託再雇用社員の基本給を見直されたい。
  - (2) 嘱託再雇用社員に昇給制度を新設されたい。
  - (3) 嘱託再雇用社員の期末手当Aの基準額の算出方法を社員と同様とされたい。
  - (4) 嘱託再雇用社員の期末手当Bの基準額を以下のとおり引き上げられたい。
    - ・定年退職時S1級〜C2級及び1等級〜5等級の者・・・42,000円
    - ・定年退職時E級及び6等級の者・・・39,000円
    - ・定年退職時M1級〜M3級及び7等級〜9等級の者・・・36,000円
  - (5) 嘱託再雇用社員の慰労金を増額するとともに70歳までの在職期間に応じて支払われたい。
  - (6) 65歳以降の嘱託再雇用社員の保存休暇を積立可能とされたい。
  - (7) 嘱託再雇用社員の時短及び休日増を実施されたい。
  - (8) 嘱託再雇用社員に扶養手当を新設されたい。
  - (9) 第89条第2項において、育児休職及び介護休職を削除するとともに、条文における「休職等」を「休暇等」に改められたい。
- 8. 福利厚生関係**
- (1) 九州島外勤務者に対する帰省等交通費の支給対象に「子」を追加するとともに、支給回数を見直されたい。
  - (2) 単身赴任者が帰省する際の交通手段にB&Sを追加されたい。
  - (3) モニターによる九州新幹線等を利用した通勤の認定要件から、「転勤の発令に伴い…」の文言を削除するとともに、適用条件を緩和されたい。また、通勤時間が短縮される場合には、最寄駅を乗り越しての利用を認められたい。
  - (4) 事業所内に保育施設を設置されたい。
  - (5) インフルエンザ予防接種の助成額の増額及び補助対象者を配偶者及び子まで拡大されたい。
  - (6) 人間ドック受診の補助を35歳未満も適用されたい。
  - (7) 住宅援助金の給付対象を、社員、地域社員及び嘱託再雇用社員(以下、「社員等」とする)とともに給付額を増額されたい。
  - (8) 社宅・寮の入居対象を、社員、地域社員及び嘱託再雇用社員(以下、「社員等」とされたい)。
  - (9) 代用寮の基本料金については最寄寮と同額とされたい。
  - (10) 社宅使用料の年令係数を撤廃されたい。
  - (11) 寮の基本料金を建築経過年数により減額(通減率)されたい。
  - (12) 社宅・寮における駐車場料金の上限を3,000円とされたい。
  - (13) 寮における駐車場を拡張されたい。また、当該寮の駐車場が利用できない場合は、月極駐車場代を補助されたい。
  - (14) 社宅・寮の改築等を行い、女性寮を新設されたい。
  - (15) 購入券を電子化するとともに、使用回数の上限を撤廃されたい

以上

# コロナと共存して働くために

新型コロナウイルス感染症は、誰しにも感染のリスクがあり、十分に予防をしないといたとしても完全に防ぎきれぬものはありません。また、自分自身が感染に気づかないうちに他人に感染させてしまう可能性もあります。

感染拡大を防ぐためには、一人ひとりの感染防止の心掛けが必要ですが、私たちは、感染が疑われる、検査が必要と思われる人が、躊躇なく安心して検査を受けられる職場の雰囲気づくりをしていかなければなりません。

世の中では、コロナウイルスへの感染が確認された人や私たちの暮らしを支えてくれている人たちが、コロナ禍で差別偏見されている現状がありますが、そのような風潮は、感染を拡大させていくことに他なりません。

本人や家族に感染が判明した仲間に対して差別的な言葉を投げかけたりしないことは当然のことですが、皆が自分の周りの人に対して思いやりを持って接していきましょう。

# 人物クローズUP

鹿児島地本 古賀 和行さん

現在、宮崎駅に勤務する入社15年目の古賀和行さんをご紹介します。

熊本駅や鹿児島中央駅など各県の主要駅に勤めてきた古賀さんは、トライアスロンに参加するアイアスロンに参加するアクティブな趣味を持っています。トライアスロンに参加するきっかけになったのは、さかのぼる入社1年目に参加した労組主催のマラソン大会で

体力不足を感じたからだと言います。既にトライアスロンに3回参加し、「普通の人なら走らない、泳いで、漕いで、走るというぶっ飛んだところが魅力」と古賀さんは言います。その中でも極めつけは、自転車をやめたいところですが、そんな自転車の所有数は11台!普通の人なら1台で事足りるのですが、自転車



を「ゴルフセットやバッグと同じ様なものだ」と1台1台手入れを欠かしません。今後の目標を聞くと、先ず大分の九重連山に自転車で行くこと。それから、未来のお嫁さん探しというところでこれからは古賀さんのチャレンジは続きそうです。